

令和8年度 就学援助制度＜準要保護＞のお知らせ

市では、小・中学校へ通学する児童生徒をお持ちで経済的に困りの家庭を対象に、学校で必要な学用品費や給食費を援助（助成）する就学援助を行っています。希望される方は、下記により申請してください。今まで援助を受けていた家庭も、改めて申請が必要です。

【お願い】

申請書は全児童生徒（中学3年生を除く）に配付します。

就学援助の申請の有無にかかわらず、別紙申請書に必要事項を記入、押印のうえ、配付時の封筒に入れて、各学校に提出してください。

※お子さんが登校したら、すぐに学級担任へ提出するようにお伝えください。

1 提出するもの

① 令和8年度 就学援助費申請書

申請書

- ・児童生徒1人につき1枚必要です。
- ・申請書表面の上段の「申請者（保護者）」欄と「就学援助申請の有無について」欄については、全員が記入してください。それ以降の記入欄については、就学援助の申請を希望する方（イ. に○を付けた方）のみ記入してください。

【就学援助の申請を希望する世帯で兄弟姉妹がいる場合】

- (1) 申請書上部の「申請番号」の枝番「1」の申請書は、表面・裏面の全ての記入欄を記入、押印してください。
 - (2) 枝番「1」以外の申請書は、申請者（保護者）欄と就学援助申請の有無について」欄のみ記入、押印してください。
- ・表面中段の「個人番号」欄は、初めて申請する方は必ず記入してください。
 - ・裏面の「世帯の状況」欄と「同意書」欄についても別紙記入例を参考に必ず記入、押印してください。

② 振込先口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、口座名義人フリガナの記載されたページ）

③ 申請者（保護者）の身元を確認できる書類の写し【初めて申請する方のみ】

※ただし、前年度の申請者と今年度の申請者が異なる場合は必要です

A【1枚だけでよいもの（次のうちからいずれか1点）】※顔写真付きの公的書類

「運転免許証」「個人番号カード（表面）」「パスポート」

B【2枚以上の提出が必要なもの（次のうちからいずれか2点以上）】※Aがない場合のみ

「保険証」「年金手帳」「児童扶養手当証書」「特別児童扶養手当証書」

④ 申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類の写し

【初めて申請する方または以前申請した時から転居等により住所が変わられた方】

【次のうちからいずれか1点】個人番号は医療費の就学援助状況について都道府県から照会があった場合に利用します。

「個人番号カード（裏面）」「住民票（個人番号あり）」「個人番号通知カード」※

※個人番号通知カードに記載された住所と現在の住所が異なる場合、個人番号通知カードはマイナンバーの証明に使用することができませんので留意してください。

⑤ 令和7年分所得等のわかる書類（写）【令和8年1月1日に村上市に住所がない方、所得が不明な方】

【次のうちからいずれか1点】

「令和7年分源泉徴収票の写し」「令和7年分確定申告書又は住民税申告書の写し」

「前住所地の市区町村から交付を受けた令和8年度（令和7年分）所得課税証明書（原本）」

2 提出期限 令和8年2月27日（金）

※年度当初認定の提出期限です。

※上記期限までに申請がない場合は、4月からの認定ができません。

なお、年度途中の申請は随時受け付けていますが、申請書を受理した月の翌月からの認定となります。

3 提出先

お子さんが就学している小・中学校

4 提出の際の注意事項

申請書配布時のラベル付き封筒に、申請書と添付書類（振込口座通帳の写し、申請者の身元確認書類、個人番号確認書類の写しなど）を入れ、封をしてご提出ください。

5 認定基準

前年度または当該年度において次の①～⑨のいずれかに該当し、かつ令和7年分の世帯総所得額が市の定める収入基準額以下の世帯

① 生活保護を停止または廃止された。	⑥ 国民年金の掛金が免除されている。
② 個人の事業税が減免されている。	⑦ 児童扶養手当を受給している。
③ 市町村民税が非課税である。	⑧ 生活福祉金の貸付を受けている。
④ 市町村民税が減免されている。	⑨ その他経済的事情により援助が必要である。
⑤ 固定資産税が減免されている。	

＜収入基準額（世帯総所得額）の例＞

収入基準額は、家族構成、年齢などにより各家庭によって異なります。下の表はあくまで申請にあたっての目安としてお考えください。

（※世帯の状況（人数、収入の種類等）によっては、世帯の収入額の目安を超えていても認定になる場合もありますので、ご注意ください。）

世 帯 構 成 の 例		世帯総所得額 (目安)	世帯の収入額 (給与の場合: 目安)
2人世帯	母(36歳) 子(小3)	約180万円以下	約380万円以下
3人世帯	父(40歳) 母(36歳) 子(小3)	約240万円以下	約450万円以下
4人世帯	母(36歳) 子(中1) 子(小3) 祖母(65歳)	約300万円以下	約580万円以下
5人世帯	父(40歳) 母(36歳) 子(中1) 子(小3) 祖母(65歳)	約350万円以下	約630万円以下
6人世帯	父(40歳) 母(36歳) 子(中1) 子(小3) 祖父(68歳) 祖母(65歳)	約400万円以下	約700万円以下

※【世帯総所得額とは】以下の計算式で個人ごとに算出した所得の世帯の合計

＝総所得金額－社会保険料控除－生命保険料控除（住民税）－地震保険料控除（住民税）
－対象児童等の保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除（住民税）

※【総所得金額とは】収入から経費を差し引いた金額（収入ではありません）

また、給与所得又は公的年金所得のいずれかがある人は、総所得金額から10万円を控除
例：給与所得の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」－10万円の金額

※世帯総所得額には同一生計世帯（住民票上の世帯）の世帯員全員の所得が合算されます。

単身赴任等により別居している保護者の所得も含まれますので、ご注意ください。

6 認定結果の通知について

申請書が提出されると教育委員会では所得の状況、家庭の事情等をもとに審査し、認定の判定を行います。審査の結果については7月上旬に通知します。

7 援助費の支給時期と支給額 ※支給額は令和7年度の金額です。

学用品費や学校給食費などは、年額を3回に分けて支給します。(7月末・11月末・2月末)

修学旅行費は、旅行終了後精算を行いその後の支給日に支給します。

新入学児童生徒学用品費は、中学校分は原則として小学6年生の2月末に支給します。

項 目	小学校	中学校	説 明
学用品費	11,630 円以内	22,730 円以内	年度途中の認定の場合は年額を月割りにして支給します。通学用品費は1年生を除く。
通学用品費	2,270 円以内	2,270 円以内	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1,600 円以内	2,310 円以内	学校行事の交通費及び見学料を負担した場合に支給します。
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	3,690 円以内	6,210 円以内	学校行事の交通費、宿泊費及び見学料を負担した場合に支給します。
修学旅行費	実費	実費	修学旅行実施日に認定を受けている場合のみ支給します(該当学年のみ)。
新入学・学用品費	(入学前・小学1年生) 57,060 円以内 ※1 (小学6年生) 63,000 円以内	(中学1年生) (63,000 円以内) ※1	小学校分は入学前支給申請した場合は入学予定者に、中学校分は2月1日時点で認定を受けている小学6年生に支給します。 ※1 小学校は入学前未支給者で入学後4月1日認定を受けた小学1年生に、中学校分は前年度(小学6年生時)に支給を受けなかった場合は、4月1日認定を受けた中学1年生に支給します。
P T A 会費	3,450 円以内	4,260 円以内	P T A 会費を負担した場合に支給します。
生徒会費	-	5,550 円以内	生徒会費を負担した場合に支給します。
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円	自宅にオンライン学習のできる通信環境を備えている世帯で、家庭でインターネット利用の契約をしている場合に支給します。 年度途中の認定の場合は年額を月割りにして支給します。
医療費	保護者負担分	保護者負担分	※「8 医療費の支給について」参照
学校給食費	保護者負担分	保護者負担分	
卒業アルバム代等	11,000 円以内	10,000 円以内	小学6年生と中学3年生を対象に、卒業アルバムや卒業記念写真等の作成にかかる経費(学校が定める金額)を上限に支給します。

8 医療費の支給について

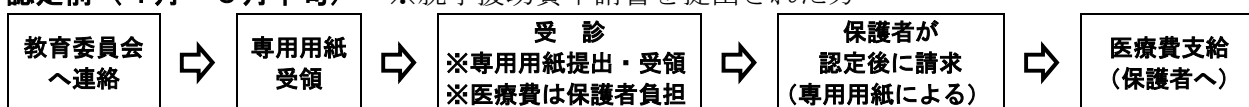
児童生徒が学校保健安全法の対象となる疾病を治療する場合は、保護者が負担する医療費を教育委員会が負担します。教育委員会に連絡しないで、医療機関を受診してしまった場合は、医療費を支給できない場合がありますので、必ず、医療機関を受診する前に教育委員会へご連絡ください。

＜医療費援助の対象となる疾病＞

- ・う歯(むし歯) ※保険診療の対象となる治療
- ・トラコーマ及び結膜炎
- ・白癬(水虫・たむし など)、疥癬(ダニによる皮膚病)及び膿癬(細菌による皮膚病)
- ・中耳炎
- ・慢性副鼻腔炎及びアデノイド(アレルギー性副鼻腔炎・急性副鼻腔炎は対象外)
- ・寄生虫病(虫卵保有を含む)

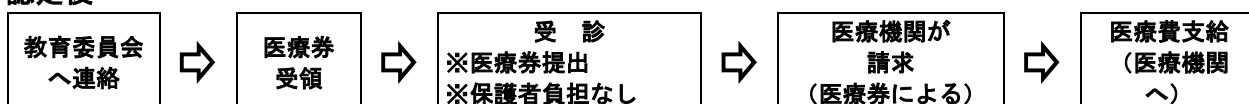
◎医療費援助の流れ

① 認定前(4月～6月中旬) ※就学援助費申請書を提出された方



※就学援助対象者として認定されなかった場合は、医療費を支給できません。

② 認定後



9 その他

① 学校長への受領委任について

援助費は原則、保護者が指定する預金口座へ振込みます。ただし、学校預り金の納入に未納がある場合などは、援助費を学校長口座へ振り込み、学校預り金に充当させていただくことがあります。

② 世帯の異動があった場合

年度途中でご家族の状況に変更が生じる場合（再婚等）や転居・転出がある場合は、必ず教育委員会へ連絡してください。

ご確認ください

10 就学援助・就学奨励制度について

（１）制度の種類（村上市教育委員会で実施しているもの）

小学校及び中学校の児童生徒の教育に係る学用品費等を援助する制度には次のようなものがあります。

	制 度	概 要	備 考
①	就学援助<準要保護>	生活保護に準ずる程度に経済的に困窮していると認められた世帯の児童生徒の学用品費や給食費などを支給します。	教育委員会へ申請が必要
②	特別支援教育就学奨励	特別支援学級に在籍する児童生徒の学用品費や給食費などを支給します。	教育委員会から対象者へ案内を送付（8月上旬）申請が必要

上記の2つの制度は、重複して受給することはできません。

※生活保護の教育扶助や県が実施する同様の援助・奨励制度とも重複して受給することはできません。

（２）審査基準と支給額

審査基準と援助費の支給額を比較すると、次のようになります。

	制 度	認定基準	支 給 額
①	就学援助<準要保護>	より厳しい	より高い
②	特別支援教育就学奨励	※就学援助より 所得基準が易しい	※就学援助の半額程度

上の表のように、就学援助のほうが認定基準は厳しくなりますが、支給額は高くなっているため、就学援助を申請し該当した場合はそちらを優先します（いずれもそれぞれ個人からの申請が必要）。

「② 特別支援教育就学奨励」制度に該当するご家庭でも、就学援助制度に該当する場合もありますので、経済的にお困りのご家庭は申請してみてもいいかもしれません。

11 問い合わせ

※受付時間は月～金曜日（祝日除く）8：30～17：15（村上教育事務所は9：00～16：00）です。郵送でも受け付けています。

問い合わせ先	電話番号	所在地
村上市教育委員会 学校教育課	0254-72-6882	〒958-0292 村上市岩沢 5611 番地（朝日支所2階）
荒川教育事務所	0254-62-3050	〒959-3134 村上市羽ヶ榎 104 番地 25（荒川地区公民館内）
神林教育事務所	0254-60-1500	〒959-3449 村上市岩船駅前 63（神林農村環境改善センター内）
山北教育事務所	0254-77-3798	〒959-3907 村上市府屋 177 番地 1（さんぽく会館内）
村上教育事務所※	0254-52-2013※	〒958-0854※書類提出のみです（9：00～16：00） 村上市田端町 4 番 25 号（教育情報センター2階）